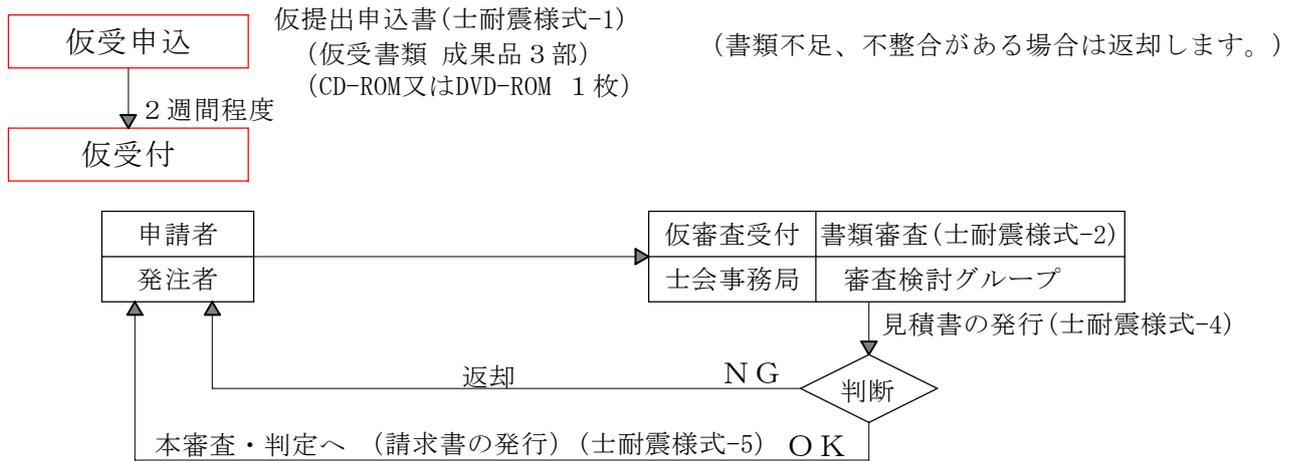
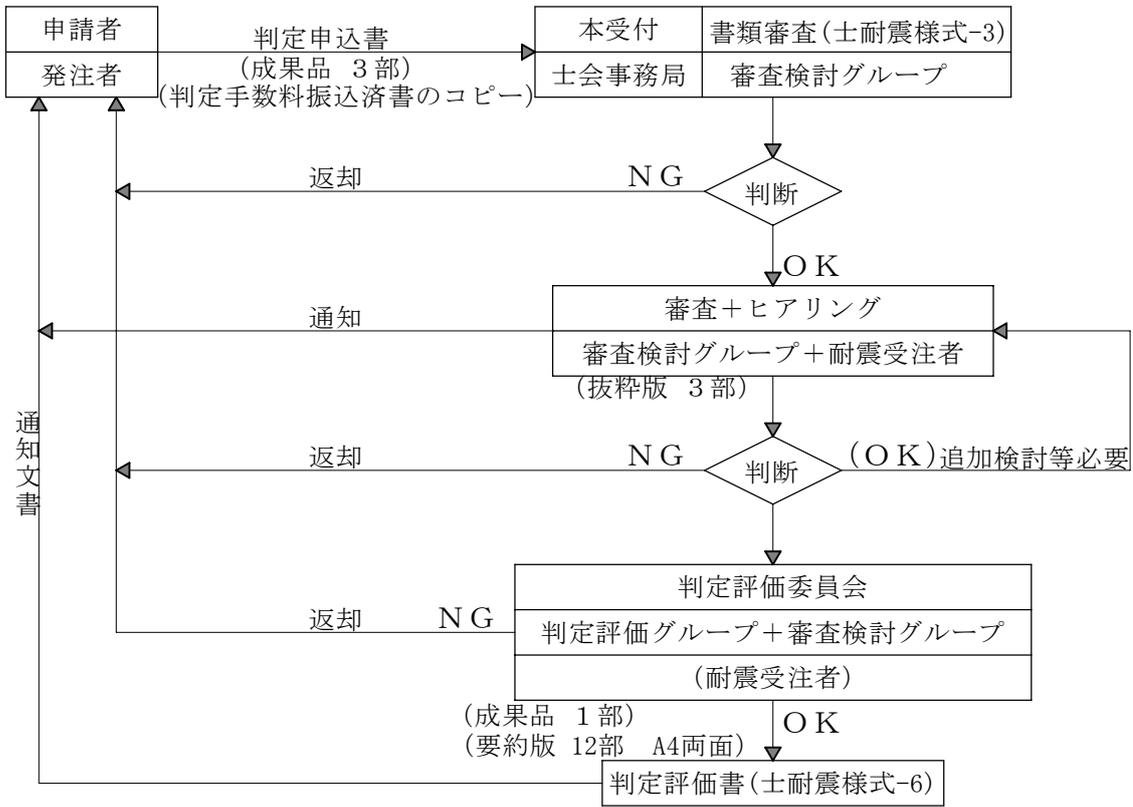


# 建築物耐震診断判定に関するフロー



- ※1. 申請者の押印は、仮受申込時に無くても可とします。但し、仮審査受付時には、押印が必要です。
- ※2. 耐震診断判定評価審査は滋賀県知事が定めた認可基準により、判定業務を実施します。
- ※3. 耐震診断判定手数料は仮受付終了時に決定し、請求書を発行します。
- ※4. 仮受申込時に判定に必要な書類、図面等を全てPDFデータとし、CD-ROM又はDVD-ROM媒体にて紙出力媒体と同時に提出してください。(全ての書類にページを振ってください。)
- ※5. 仮受書類は、A4サイズファイル綴(3部)とし、表紙及び背表紙には物件名を明記してください。

**本審査・判定** (入金確認を行った順に審査します。書類不足。不整合がある場合は返却します。)  
 ※本審査・判定業務の開始後、書類不備、検討内容不足等で判定日数が延びた場合は判定手数料の追加請求をさせていただきます。



(注) 審査機関は申し込み時の受付状況により異なります。  
 又、診断された事務所の書類修正等の対応によっても異なります。